

公 告

鳥取市観光シェアサイクル実証実験業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月21日

鳥取市長 深澤義彦

1 名 称

鳥取市観光シェアサイクル実証実験業務

2 事業内容

近年、健康志向や環境意識の高まりを背景に、自然景観を存分に楽しみながら周遊できるサイクルツーリズムの人気の高まっている。鳥取市でも電動自転車を活用した観光を推進するため、アプリを使って無人でいつでも利用、返却できるシェアサイクルの導入を検討している。

シェアサイクルには、鳥取県全体で行っているサイクルツーリズムの推進や、二次交通が脆弱なエリアの観光施設への移動手段として、導入効果を期待している。

今回、砂丘東西エリアと鳥取城跡をはじめとする中心市街地エリアを周遊するためのシェアサイクルを試験的に導入し、サイクルツーリズムの推進を最大限に図りつつ、人的、金銭的成本を抑えた持続可能な運営方法を検討する。

詳細は、別に定める「鳥取市観光シェアサイクル実証実験業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「鳥取市観光シェアサイクル実証実験業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 事業期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

実証実験期間は令和7年8月1日（金）から令和7年11月30日（日）までの期間のうち3か月とし、本市との協議のうえ決定すること。

4 実施場所

本市市域全域

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 鳥取市観光シェアサイクル実証実験業務を効果的かつ安定的に実施できる法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 本事業の公募開始以後のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 1 項及び、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置をいずれも受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及びその統制下にある団体又は構成員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、その他団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること。その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又は、イの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (6) 事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、または今後必要な時期までに受ける見込みのある者であること。
- (7) 市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- (8) 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

6 スケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年4月21日（月）
質問受付	令和7年4月21日（月） ～4月28日（月）※午後5時必着
質問の回答	令和7年5月2日（金）
参加申込書提出期限	令和7年5月12日（月）※午後5時必着
参加資格審査の結果通知	令和7年5月15日（木）
企画提案書提出期限	令和7年5月27日（火）※午後5時必着
企画提案書に基づくプレゼンテーション（オンライン形式も可）	令和7年6月3日（火）
選定結果通知	令和7年6月10日（火）
契約締結	令和7年6月下旬

7 募集要項等の公表

(1) 公表開始

令和7年4月21日（月）

(2) 公表場所

鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp/>）に掲載

8 質問・回答に関する事項

(1) 質問受付期限

令和7年4月28日（月）※午後5時必着

(2) 提出方法

質問書（様式第6号）に記載の上、電子メールで送信すること。

必ず担当者に電話により送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

電話又は口頭による質問は、受け付けない。

(3) 提出先

「14 書類提出先・問い合わせ先」に記載のメールアドレス

(4) 質問への回答

令和7年5月2日（金）午後5時、鳥取市公式ウェブサイトに質問及び回答を掲載する。

9 参加申込

(1) 提出期限

令和7年5月12日（月）※午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとす

る。

※郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。

(3) 提出先

「1 4 書類提出先・問い合わせ先」に同じ。

(4) 提出書類

提出書類	様式
①参加申込書	様式第 1 号
②誓約書	様式第 2 号
③企業概要書 ※別途、企業概要の確認できる書類（パンフレット等）を添付すること。	様式第 3 号
④共同企業体構成書 ※共同企業体での参加の場合のみ。	様式第 4 号
⑤業務実績調書	様式第 5 号
⑥納税証明書（市税、都道府県税、国税の各納税証明書）	原本
⑦商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又はこれらに相当する書類） 及び印鑑証明書 ※直近 3 カ月以内のもの。	原本

1 0 参加資格審査の結果通知について

(1) 通知日

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）（予定）

(2) 通知方法

電子メール

※電子メールの通知先は、「参加申込書（様式第 1 号）」に記載された連絡先担当者のメールアドレスとする。

(3) その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して 5 日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができるものとする。

1 1 企画提案書の提出

提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

(1) 提出書類 企画提案書

(2) 提出部数 正本（紙媒体）1 部、副本（紙媒体）7 部を提出すること。
また、正本の 電子データ（CD-R 又は DVD-R）1 部を提出すること。

(3) 提出期限 令和 7 年 5 月 2 7 日（火）午後 5 時（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたこ

とが証明できる方法によることとする。郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとする。

- (5) 提出先 「14 書類提出先・問い合わせ先」のとおり

※企画提案書の記載項目については、「実施要領」のとおり。

1 2 プレゼンテーション提案審査に関する事項

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 日程 令和7年6月3日（火）
- ② 実施場所 企画提案者に対し、場所、時間等を別途通知する。
- ③ 実施時間 概ね30分以内（質疑応答10分を含む。）
- ④ その他
 - ・企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、出席者は3人以内とする。
 - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。
 - ・プレゼンテーションの順番は、鳥取市が企画提案書を受理した順番とする。
 - ・プレゼンテーションに参加しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しない。
 - ・企画提案書の提出者が多数あった場合は、評価基準に基づき、鳥取市において、事前に書類審査を行うことがある。事前書類審査を行った場合は、企画提案書の提出者に対し、別途、審査結果を通知する。なお、事前書類審査に関する事項や審査結果に対する問合せは受け付けないほか、異議申立てについても認めない。（事前書類審査を行わなかった場合は、通知しない。）

(3) 候補者の選定方法

- ① 鳥取市が設置した審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。
- ② 失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。
- ③ ②において、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員の協議により候補者を選定する。
- ④ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には、候補者として選定しない。
- ⑤ 提案者が1者のみの場合であっても審査（プレゼンテーション）を行い、総合点が評価点全体の60%以上のときは、当該提案者を候補者として選定する。

1 3 その他

その他詳細は、実施要領、仕様書による。

1 4 書類提出先・問い合わせ先

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地

鳥取市 経済観光部 観光・ジオパーク推進課 観光政策係

TEL : 0 8 5 7 - 3 0 - 8 2 9 1

FAX : 0 8 5 7 - 2 0 - 3 9 4 7

電子メール : kankou@city.tottori.lg.jp